

盛土規制法に基づく許可・届出について

新潟市は、令和7年7月18日から下記の規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始しました。

新潟市内で工事を行う場合は、新潟市の基準で運用し、新潟市が許可・届出の窓口になります。

運用基準等は県内全域にて概ね同一となりますが、県の運用と一部異なる事項がありますのでご注意ください。

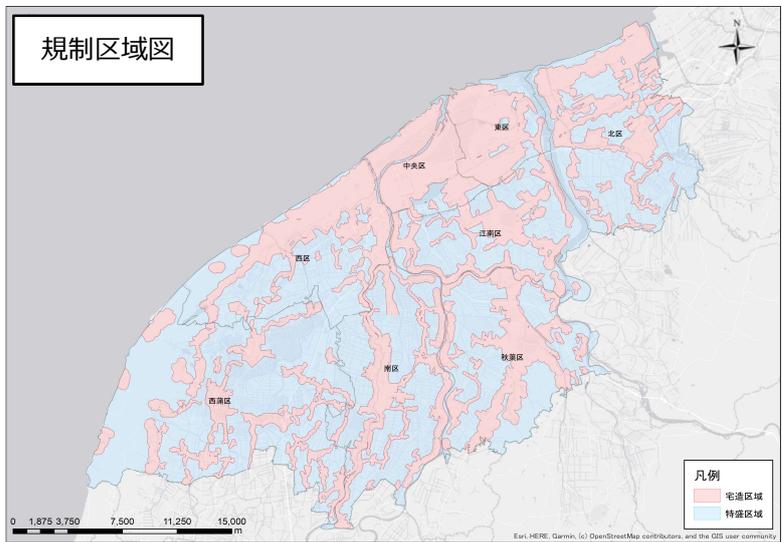
新潟市の申請手続きおよび技術的基準など詳細は本市ホームページをご確認ください。

県の運用と異なる主な事項

I 規制区域

市街化調整区域にも宅造区域があります

- 宅地造成等工事規制区域 (宅造区域)**
市街化区域全域とその周辺
及び
既存集落区域全域とその周辺
- 特定盛土等規制区域 (特盛区域)**
宅造区域以外の市内全域



II 規制対象となる行為と必要な届出・許可

⑤⑦ 標高の差 **新潟市:1m**
新潟県(新潟市除く):30cm

規制対象となる行為と必要な届出・許可

赤文字 宅造区域：許可
特盛区域：届出
青文字 特盛区域：許可

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖*を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ					

標高差1m超 (注)

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ		

標高差1m超 (注)

(注) ⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は許可及び届出は不要です。

許可申請手数料

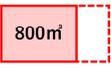
■ 許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	区分	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
(1) 500 m ² 以内	16,000円	12,000円
(2) 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	25,000円	15,000円
(3) 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	36,000円	19,000円
(4) 2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	50,000円	22,000円
(5) 3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	61,000円	28,000円
(6) 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	79,000円	31,000円
(7) 10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	120,000円	36,000円
(8) 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	190,000円	46,000円
(9) 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	290,000円	63,000円
(10) 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	410,000円	90,000円
(11) 100,000 m ² を超えるもの	530,000円	120,000円

■ 中間検査手数料 (盛土規制法の許可みなしに該当するもの)

盛土又は切土をする土地の面積	区分
	宅地造成・特定盛土等
(1) 1,000 m ² 以内	2,300円
(2) 1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	3,400円
(3) 3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	4,500円
(4) 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	9,000円
(5) 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	18,000円
(6) 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	32,000円
(7) 100,000 m ² を超えるもの	45,000円

■ 変更許可申請手数料※

項目	手数料
(1) 面積の変更なし (設計変更のみ)	従前の面積に対応する金額×1/10 (例) 1200m ² (高さ変更) 36,000円×1/10 ※最低額16,000円を適用 
(2) 面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10 (例) 1200m ² → 800m ² 25,000円×1/10 ※最低額16,000円を適用 
(3) 面積増 (設計変更あり)	従前の面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額 (例) 1200m ² → 1200m ² (高さ変更) + 400m ² 36,000円×1/10 + 16,000円 = 19,600円 
(4) 面積増 (設計変更なし)	増えた面積に対応する金額 (例) 1200m ² → 1600m ² 16,000円 
(5) 面積増減	(従前の面積 - 減少分) × 1/10 + 増えた面積に対応する金額 (例) 1200m ² → 800m ² + 400m ² 25,000円×1/10 + 16,000円 = 18,500円 

※ 最低額は、宅地造成：16,000円、土石の堆積：12,000円とする。
最高額は、宅地造成：530,000円、土石の堆積：120,000円とする。

不正盛土対応 土地所有者等は盛土等を安全に保つ責務があります

通報窓口

新潟市 都市政策部 都市計画課 開発審査・景観担当 (025-226-2825)

市の運用や技術的基準の詳細についてはホームページをご覧ください

- ・新潟市 盛土規制法に基づく許可申請の手引き
- ・新潟市 盛土規制法に関する技術的基準
- ・新潟市 盛土規制法に基づく届け出の手引き
- ・新潟市 盛土規制法申請手数料

新潟市 盛土規制法 



申請窓口・お問い合わせ

新潟市役所 都市政策部 都市計画課 開発審査・景観担当

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話 025-226-2825

メール tokei@city.niigata.lg.jp

